

委員会提出決議案第1号

議案第87号山陽小野田市地域交流センター条例の制定に対する  
附帯決議について

地方自治法第109条第6項及び山陽小野田市会議規則第13条第2  
項の規定により、議案第87号山陽小野田市地域交流センター条例の制定  
に対する附帯決議を別紙のとおり提出する。

令和3年12月17日提出

提出者 民生福祉常任委員長 松 尾 数 則

議案第 87 号山陽小野田市地域交流センター条例の制定に対する  
附帯決議

本市議会は、議案第 87 号山陽小野田市地域交流センター条例の制定に対し、  
下記のとおり決議する。

記

- 1 社会教育の推進に重要な役割を果たしてきた公民館の機能を維持するとともに、地域課題の解決に向けた体制づくりを全庁的に進めること。
- 2 持続可能な地域社会の実現を図るという地域交流センターの設置目的に沿うよう、公共性の担保に留意した運営をすること。
- 3 公民館の利用者や関係団体などに対して地域交流センターに関する丁寧な説明を行い、理解を得ること。
- 4 更なる地域の活動拠点として位置づける以上、早期の予算措置を含め、利用者にとって使いやすい施設の整備に確実に取り組み、利用促進を図ること。

令和 3 年 1 2 月 日

山陽小野田市議会